

事 務 連 絡
令和7年6月13日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 臓器移植担当部局 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
難病対策課移植医療対策推進室

「法的脳死判定マニュアル 2024」について（依頼）

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

このたび、令和6年度厚生労働科学研究費補助金（移植医療基盤整備研究事業）「臓器提供に係る医療者教育に資する研究」（代表研究者：黒田 泰弘）において、別添のとおり「法的脳死判定マニュアル 2024」が取りまとめられました。

脳死判定の個々の検査手法については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙）（以下「ガイドライン」という。）において、「法的脳死判定マニュアル」（厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「脳死判定基準のマニュアル化に関する研究班」平成22年度報告書）に準拠して行うものとお示ししているところ、今後は「法的脳死判定マニュアル 2024」に準拠して適正な移植医療を実施いただくこととなりますので、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等への周知について御協力をお願いいたします。ガイドラインについては、今後改正があり次第別途通知する予定です。

なお、当該マニュアルに記載の脳死下臓器提供の施設条件のうち、救急医療等の関連分野において高度の医療を行う施設として挙げられている「日本集中治療医学会の学会認定集中治療施設」については、ガイドラインの「第4 臓器提供施設に関する事項」に記載のない項目であり、今後当該学会の要望も踏まえ、ガイドラインへの明記について検討してまいります。

御不明点等については、下記の連絡先まで御照会ください。

【連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

移植医療対策推進室臓器移植係 出内、田中、金村

TEL：03-3595-2256 FAX：03-3593-6223

メールアドレス：ishokuchousa@mh1w.go.jp